

法令適用事前確認手続照会書

令和2年6月18日

法務省出入国在留管理庁参事官室長 殿

照会者名 中部工業株式会社

住所

代理人名 行政書士 姫田 格

行政書士 山田 啓子

住所

下記について照会します。

なお、照会および回答内容（下記6において照会者の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1、法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第9条第1項

2、実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

食品製造工場における製品（チルドスイーツ）の品質管理業務は、「自然科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」に該当するものとして在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可の対象となり得るか。

当該食品製造工場での品質管理業務は、「製品検食」「ふき取り検査」「落下菌検査」「清掃チェック」「定例会議」である。

「検食」とは食中毒などが発生した場合に原因究明のための検査に必要なものでその実施と保存が食品衛生法に義務付けられており、不良品や異物混入など事故が発生した場合に原因の究明を行うとともに、再発防止の改善策を講じる業務である。

「ふき取り検査」「落下菌検査」などの検査は、採取方法や技量、採取対象の表面の形状によって菌の採取率にばらつきが生じるため、正確な菌数を把握することが求められるが、この検査の精度が製品出荷の判断に大きく影響するため、検査には微生物に関する知識や食品衛生学的

見地での微生物学についての知識が必要である。

またこれらの「検査」は正確な検査の実施の他、ふき取り検査の基準値を設定するため現場でのデータを検査箇所ごとに複数測定し、洗浄度ランク（汚染度が高いと考えられる値を最大値として作成したデータ分布図に基づくデータ区分）でデータを整理し、データの分布から基準値を設定する作業、厚生労働省通知の衛生規範に定められた製造工場内の各作業区域の落下菌の基準値の維持など環境モニタリング等、検査結果を用いたデータ管理や環境保全業務も含まれる。

改正食品衛生法を基準とした衛生管理法（HACCO）の項目に沿って行う「清掃チェック」は製造工程における食品や機械の取り扱いについて重要な箇所を選別し、問題ありと判断する基準やその確認方法（危害要因の分析、重要管理点の分析、管理基準の設定）に関する知識を持って清掃が行われているかを確認する。また製造ラインのスタッフ全員が道具、清掃工程、清掃後の状態について同じ情報を共有するためのマニュアルやチェックリストを作成する業務も含まれる。

品質会議や衛生報告会など、これらの業務は食品工業の専門知識を要した製造ラインでの権限を有する品質管理業務であり、食中毒等の事故発生予防や原因究明、食品加工技術や保存技術を高めるための業務である。

### 3、上記1の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

上記の業務は、出荷する製品の製造ライン（食品加工や成型、出荷作業等）の業務とは異なり、「食品添加物」「食品微生物学」「微生物分析」や「食品技術における生物学的プロセスと機器」等の食品工業の専門知識を要し、製造ラインでの権限を有する業務である。

よって、上記記載の品質管理業務は、出入国管理及び難民認定法第7条の2および別表第1の2において「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で本邦において行うことができる活動「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務に従事する活動」に該当すると考える。

### 4、公表の延期の希望

なし

### 5、口頭による回答の可否（※ 口頭の場合、書面による場合より迅速な回答が可能です。）

否

### 6、照会者の公表を 希望します

### 7、連絡先

(1) 郵便番号

(2) 住所

(3) 照会者名または代理人名（法人にあっては担当者名）

行政書士 姫田 格、 行政書士 山田 啓子

(4) 電話番号・FAX 番号

TEL

FAX

(5) 電子メールアドレス

以上